

祝津公園サッカー場整備運営事業
基本協定書（案）

室蘭市

令和3年〇月

祝津公園サッカー場整備運営事業

基本協定書

祝津公園サッカー場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、室蘭市（以下「市」という。）は、●（以下「代表企業」という。）、●、●、●及び●らで構成されるグループ（以下、「企業グループ」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する¹。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により事業者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約等（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- （1）市と企業グループの間で締結される祝津公園サッカー場整備運営事業基本契約書（以下「基本契約」という。）
- （2）市と●、●、●及び●（以下「設計・建設事業者」という。）の間で締結される祝津公園サッカー場整備運営事業施設整備契約書（以下「施設整備契約」という。）
- （3）市と運営管理事業者の間で締結される祝津公園サッカー場指定管理者基本協定書（以下「指定管理者基本協定」という。）

（市及び企業グループの義務）

第2条 市及び企業グループは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続にかかる選定委員会及び市の要望事項を尊重する。

（事業契約の締結）

第3条 市及び企業グループは、募集要項に添付の事業契約書案の形式及び内容にて、事業契約のうち基本契約及び施設整備契約を令和3年10月下旬、指定管理者基本協定を令和3年11月中旬を目処として締結し又は運営管理企業をして締結させるべく最大限努力する。

- 2 市は、募集要項（本事業に関し令和3年4月16日に公表された募集要項及び募集要項の添付資料並びに付属資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の事業契約書案の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者基本協定の締結までに、構成企業又は協力企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当した時は、市は事業契約を締結しないことができる。

- （1）本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に基づき排除措置命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号、以下「行政事件訴訟法」という。）第14条に規定する期間内に提起しなかったとき。

¹ この基本協定書案は、SPCを設立しない前提での内容となります。SPCが設立された場合には、SPCの設立等に関する規定を追加する予定です。

- (2) 本事業に関して、独占禁止法第62条第1項により課徴金納付命令を受け、当該命令の取消の訴えを行政事件訴訟法第14条に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (3) 本事業に関して、排除措置命令等（独占禁止法第76条第2項に規定する排除措置命令等をいう。）の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
 - (4) 構成企業若しくは協力企業又は構成企業若しくは協力企業のいずれかの代表者、役員等（会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、本事業に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき、又は、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業契約については、当該契約の締結までに、構成企業又は協力企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、事業契約を締結しないことができる。
- (1) 構成企業又は協力企業のいずれかの役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 構成企業又は協力企業のいずれかの役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき
 - (4) 構成企業又は協力企業のいずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (5) 構成企業又は協力企業のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号ないし第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 第1号ないし第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が企業グループ又は運営管理企業に対して当該契約の解除を求め、企業グループ又は運営管理企業がこれに従わなかったとき
- 5 事業契約については、当該契約の締結までに、構成企業又は協力企業のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、当該契約を締結しないことができる。

(賠償額の予定)

- 第4条 企業グループは、構成企業又は協力企業のいずれかが前条第4項各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、要項に定める事業全体の提案上限額又は自ら提案した提案額のうち、いずれか低い金額、これらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、構成企業及び協力企業は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。

3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、企業グループは、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成企業及び協力企業は、連帯してこれを負担する。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用で、かかる準備行為に協力する。

(事業契約の不成立)

第8条 議会の議決に付すべき室蘭市の契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第26号）第3条の規定による財産の取得又は指定管理者の指定が室蘭市議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項の場合を除き、事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 市及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第10条 市及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、市又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市と企業グループにつき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合

(5)市が、本事業にかかる施設の維持管理・運營業務を維持管理・運営企業以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(管轄裁判所)

第11条 市及び企業グループは、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第13条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本協定の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第14条 本協定に定めのない事項については、市及び企業グループが別途協議して定める。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

室蘭市幸町1番2号
室蘭市長 青山 剛

企業グループ
(代表企業)
[住所]
[氏名]

(構成企業)
[住所]
[氏名]

(構成企業)
[住所]
[氏名]

(協力企業)
[住所]
[氏名]

(協力企業)
[住所]
[氏名]

(協力企業)
[住所]
[氏名]